

## 「めざせ！都の西北奨学金」募集要項

本奨学金は、2012 年 4 月に早稲田大学への入学を希望する首都圏以外の国内高校出身者に入学後の経済支援を行うことを目的として、入学試験の出願前に奨学金を申請いただき、入学試験合格・入学後に奨学金を受けられることを事前にお約束する制度です。

本奨学金を希望する方（下記 1 の申請資格該当者）は、この募集要項をよく読み、以下の申請手続を必ず行ってください。

◎募集要項・申請書は奨学課HP (<http://www.waseda.jp/syogakukin/>) からダウンロードできます。

### 1. 申請資格

以下の①～⑥の条件に全て該当すること。

- ①2012 年度一般入学試験または大学入試センター試験利用入学試験を受験する者。
- ②日本国籍を有する者、または永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子。
- ③東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県以外の国内高等学校または中等教育学校（通信制を除く）の出身者。
- ④上記の学校を 2012 年 3 月卒業見込みの者または 2011 年 3 月以降に卒業した者。
- ⑤上記の学校での評定平均値（注）が「3.5 以上」である者。

（注）卒業見込者は最終学年 1 学期または前期までの値、卒業者は最終学年 3 学期または後期までの値。

- ⑥主たる家計支持者（父母のうち収入が最も多い者）の「最新（平成 22 年中）の所得証明書」記載の収入・所得金額が以下の者（複数種類の所得がある場合、合算して総合的に判定します）。ただし、申請者の属する世帯の主たる家計支持者（父母のうち収入の最も多い者）が、東日本大震災による人的ないし物的被害を受けられた場合、収入・所得金額によらず、上記①～⑤の条件を満たせば申請することができます。

給与・年金収入金額（課税前）	その他、事業所得金額
700 万円未満	250 万円未満

### 2. 奨学金額・支給期間

年額 40 万円（給付）・4 年間の継続支給 ※各学年で学業成績による継続判定があります。

### 3. 採用候補者数 約 500 名

### 4. 申請方法・申請期間・提出先

申請方法： 所定の申請期間に提出先まで下記 5 の申請書類を郵送してください。

申請期間： 2011 年 10 月 17 日（月）～ 11 月 30 日（水）【消印有効】

提出先： 〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104

早稲田大学 奨学課「めざせ！都の西北奨学金」係

## 5. 必要な申請書類

以下①～④の書類を全て揃えてください。不備・不足がある場合は、選考の対象となりません。  
また、東日本大震災被災者として申請を希望する場合には、①～④の書類に加え、以下⑤～⑧  
(必要に応じて⑨⑩)の書類を併せて提出することが必要です。

### ①「めざせ！都の西北奨学金」申請書 (所定様式)

※申請者本人が記入した上で、必ず出身高等学校での評定平均値等の証明を受けてください。

### ②エッセイ「早稲田をめざす理由」2枚～3枚 (所定様式)

※所定の用紙に800字～1200字で、丁寧に手書き作成してください(ワープロ使用不可)。

### ③父・母の「最新(平成22年中)の所得証明書」(市区町村役場が発行)

※無収入の場合でも「非課税証明書」(市区町村役場が発行)を必ず提出してください。

### ④返信用封筒<長形3号・定型> (封筒は各自で用意)

※返信用封筒には、必ず80円切手を貼付の上、申請者本人の住所・氏名を記入してください。

(以下は東日本大震災被災者としての申請者のみ対象 ⑤～⑧は必須、⑨⑩は必要に応じて提出)

### ⑤東日本大震災被災状況に関する申告書 (所定様式)

※申請者の属する世帯の主たる家計支持者が記入・捺印等してください。

### ⑥「罹(り)災証明書」(市区町村役場が発行)

※罹災状況の区分(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)等が明記されていることが必要です。

### ⑦主たる家計支持者の収入の状況が確認できる資料

◆給与明細が発行されている場合(会社員等)

☛給与明細のコピー(2011年7月～9月<3か月>分および2010年7月～9月<3か月>分)

◆給与明細が発行されていない場合(自営業者等)

☛売上げ等収入状況が明記された書類のコピー(2011年6月～8月<3か月>分および2010年6月～8月<3か月>分の売上げ等収入状況が明記された書類)

### ⑧申請者および主たる家計支持者の「住民票の写し」(市区町村役場が発行)

※世帯全員が記載されたものを必ず提出してください。

### ⑨「戸籍抄本」(市区町村役場が発行)

※主たる家計支持者が被災により死亡した場合のみ必要です。

### ⑩「診断書」(医師が作成したもの)

※主たる家計支持者が被災により重傷を負った場合のみ必要です。

## 6. 必要な申請書類の作成方法・注意点

### ①「めざせ！都の西北奨学金」申請書 (所定様式)

#### 1. 申請者本人の氏名・生年月日・性別欄

- ☛氏名は、戸籍に記載されている氏名を記入してください。
- ☛漢字氏名・カタカナ氏名は、姓と名に分け、それぞれ左ヅメで記入してください。
- ☛カタカナ氏名の濁音「`」、半濁音「゜」も1マス1文字として記入してください。
- ☛生年月日は、西暦の下2桁を記入してください。  
※月日が1桁(1～9の月日)の場合は、その数字の前に「0」を付けてください。
- ☛性別は、男女いずれかを○で囲んでください。

#### 2. 連絡先住所・電話欄

- ☛郵便番号は7桁の番号を記入してください。
- ☛住所は「丁目」「番地」「号」を省略し、ハイフン「-」で記入してください。
- ☛電話番号(自宅・携帯)は市外局番から左ヅメで記入してください。

#### 3. 父母欄

- ☛父母の氏名(漢字)、年齢、職業、勤続年数を記入してください。
- ☛父母が死亡または生別<離婚等>の場合、その年月を所定箇所に記入してください。
- ☛父母がいない場合、それに代わる法定後見人とその配偶者を父母欄にご記入ください。

#### 4. 高等学校記入欄

- ☛必ず出身高等学校側で記入・押印してもらってください。
- ☛太線枠内の項目（学校名・所在地住所等・評定平均値・卒業（予定）年月）が全て記入され、出身高等学校の公印が押印されていることが必要です。

#### 5. 東日本大震災被災者としての申請欄

- ☛申請者の属する世帯の主たる家計支持者（父母のうち収入の最も多い者）が、原則として災害救助法適用地域において東日本大震災により人的ないし物的被害を受けた場合、東日本大震災被災者として本奨学金に申請することができます。
- ☛東日本大震災被災者として本奨学金に申請する場合、本欄に ○ を記入した上で、上記 5. ⑤～⑧（必要に応じて⑨⑩）の書類を併せて提出してください。

#### ③父・母の「最新の所得証明書」

- ☛**父母の両方**について、最新の所得証明書（市区町村役場が発行）を用意してください。  
※最新の所得証明書には「平成 22 年中の所得」が記載されています。源泉徴収票は不可。  
また、**収入・所得の種類（内訳）と金額が明記**されていることが必要です。  
※**無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、「最新の非課税証明書」が必要**です。
- ☛父母がいない場合、申請書に記載した法定後見人とその配偶者の所得証明書を提出してください。
- ☛2010 年 1 月～2011 年 11 月 30 日の間に退職・廃業し現在も無職の場合には、（所得証明書に加え）「退職証明書」（または「離職票」）・「廃業証明書」を提出してください（コピー可）。

#### ④返信用封筒〈長形 3 号・定型〉

- ☛定型封筒（長形 3 号）を各自ご用意ください。
- ☛封筒には **80 円切手を貼付**し、宛先に**申請者本人の郵便番号・住所・氏名**を記入してください。  
※「選考結果通知」が**確実に届く住所**を記入してください。  
※郵便料金不足（切手未貼付）や、住所・氏名に誤りがある場合、通知が届かなくなります。

以下は、東日本大震災被災者として申請する場合に必要な書類です。

#### ⑤東日本大震災被災状況に関する申告書（所定様式）

##### 1. 主たる家計支持者の情報欄

- ☛主たる家計支持者とは、父母のうち収入が最も多い者です。
- ☛主たる家計支持者の氏名・フリガナ・申請者との続柄（父または母等）・住所を記入してください。
- ☛被災家屋の形態について、該当する番号に○をつけてください。
- ☛被災家屋の所有者・借家人等（“持家”の場合は所有者、“賃貸”の場合は借家人）について、該当する番号に○をつけてください。
- ☛被災家屋の所有者が主たる家計支持者でない場合、被災家屋の所有者・借家人等について申請者との続柄を記入してください。
- ☛連絡先は、申告内容の確認等で利用するため、確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。

##### 2. 被災状況申告欄

- ☛「家屋等の被災状況」について、罹災証明書に基づき、該当番号に○をつけた上で、その状況を「3.」欄に具体的に記入してください。
- ☛「収入状況」について、主たる家計支持者の収入の状況が確認できる資料等に基づき、該当番号に○をつけた上で、その状況を「4.」欄に具体的に記入してください。

##### 3. ～ 5. の各被災状況記入欄

- ☛選考の資料となりますので、家屋・収入・人的それ以外の各被災状況を、所定欄に具体的に詳しく記入してください。

#### ⑥「罹（り）災証明書」

- ☛市区町村役場が発行する証明書です（コピー可）。
- ☛罹災状況の区分（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）が明記されていることが必要です。
- ☛罹災家屋の形態（持家・借家等）や所有者・借家人等が明記されていることが必要です。

#### ⑦主たる家計支持者の収入の状況が確認できる資料

- ☛震災前後の収入状況を確認するために用いますので、主たる家計支持者について指定された期間分の所定資料を提出してください。
- ☛該当資料について不明な場合には、奨学課（連絡先は下記参照）までお問い合わせください。

#### ⑧申請者および主たる家計支持者の「住民票の写し」

- ☛申請者および主たる家計支持者を含む**世帯全員が記載**されたものを提出してください。
- ☛本籍の記載は不要です。

### ⑨「戸籍抄本」

- 主たる家計支持者が被災により死亡した場合にのみ、上記⑤「申告書」の5. 欄にその旨を記入した上で、提出してください。  
※「死亡診断書」でも差し支えありません。

### ⑩「診断書」

- 主たる家計支持者が被災により重傷を負った場合、上記⑤「申告書」の5. 欄にその旨を詳しく記入した上で、提出してください。
- 診断書は医師が作成し、負傷年月日・傷害の状況・全治に要する期間・後遺障害の有無（以上4点）について記載されていることが必要です。

## 7. 採用候補者の選考・決定

申請書類に基づき、家計状況等について審査し、採用候補者を決定します。

**選考結果は 12月下旬（予定）に同封頂く返信用封筒を用い申請者全員に通知いたします。**

## 8. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用され奨学金を受けるためには、以下①②の条件を満たすことが必要です。なお、詳細については、上記7で受取る「2012年度 めざせ！都の西北奨学金採用候補者決定通知」をご参照ください。

- ①2012年度一般入学試験または大学入試センター試験利用入学試験を受験・合格し、入学すること。
- ②入学後、所定期間（2012年4月上旬）に早稲田大学奨学課窓口で所定の手続を行うこと。

### 申請にあたっての注意点

- (1) **本奨学金の申請・選考は、入学試験の合否に全く影響いたしません。**
- (2) 採用候補者としての有効期間は、2012年度4月入学試験に限ります。
- (3) 申請書・所得証明書等に記載されている個人情報、奨学金業務に限定し利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (4) 提出いただいた申請書・所得証明書等はどのような事情があっても返却できません。

お問い合わせ

早稲田大学 学生部奨学課（月曜～金曜 9時～17時）  
TEL 03-3203-9701 / FAX 03-3232-9497